

令和2年12月9日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会資料
(附属資料)

(令和2年12月7日付託分)

環境農政局

目 次

1	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表	1
2	収入証紙に関する条例 新旧対照表	4
3	神奈川県手数料条例 新旧対照表	5
4	神奈川県漁港管理条例 新旧対照表	7

改 正	現 行
<p>り、地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(9)～(24) (略)</p> <p>(25) <u>法第18条の17第1項</u>の規定により、<u>届出対象特定工事</u>の発注者等からの届出を受理すること。</p> <p>(26) <u>法第18条の17第2項</u>の規定により、<u>届出対象特定工事</u>の発注者等からの届出を受理すること。</p> <p>(27) <u>法第18条の18第1項</u>の規定により、<u>特定粉じん排出等作業</u>について<u>法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずること</u>。</p> <p>(28) <u>法第18条の18第2項</u>の規定により、<u>特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること</u>。</p> <p>(29) <u>法第18条の21</u>の規定により、<u>特定粉じん排出等作業</u>について<u>作業基準に従うべきことを命じ、及び当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずること</u>。</p> <p>(30) <u>法第18条の28第1項</u>の規定により、<u>水銀排出施設の設置の届出を受理すること</u>。</p> <p>(31) <u>法第18条の29第1項</u>の規定により、<u>水銀排出施設</u>となった際現にその施設を設置している者等からの届出を受理すること。</p> <p>(32) <u>法第18条の30第1項</u>の規定により、<u>水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること</u>。</p> <p>(33) <u>法第18条の31</u>の規定により、<u>水銀排出施設の構造及び使用の方法並びに水銀等の処理の方法に関する計画</u></p>	<p>り、地位の承継の届出を受理すること。</p> <p>(9)～(24) (略)</p> <p>(25) <u>法第18条の15第1項</u>の規定により、<u>特定工事</u>の発注者等からの届出を受理すること。</p> <p>(26) <u>法第18条の15第2項</u>の規定により、<u>特定工事</u>の発注者等からの届出を受理すること。</p> <p>(新規)</p> <p>(27) <u>法第18条の16</u> <u> </u>の規定により、<u>特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること</u>。</p> <p>(28) <u>法第18条の19</u>の規定により、<u>特定粉じん排出等作業</u>について<u>作業基準に従うべきことを命じ、及び当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずること</u>。</p> <p>(29) <u>法第18条の23第1項</u>の規定により、<u>水銀排出施設の設置の届出を受理すること</u>。</p> <p>(30) <u>法第18条の24第1項</u>の規定により、<u>水銀排出施設</u>となった際現にその施設を設置している者等からの届出を受理すること。</p> <p>(31) <u>法第18条の25第1項</u>の規定により、<u>水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること</u>。</p> <p>(32) <u>法第18条の26</u>の規定により、<u>水銀排出施設の構造及び使用の方法並びに水銀等の処理の方法に関する計画</u></p>

改 正		現 行	
<p>の変更並びに水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。</p> <p>(34) 法第18条の34第1項の規定により、水銀排出施設の構造及び使用の方法並びに水銀等の処理の方法の改善並びに水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告すること。</p> <p>(35) 法第18条の34第2項の規定により、同条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(36) 法第26条第1項の規定により、(1)から(35)までに掲げる事務に関し、必要な事項の報告を求め、及び職員に工場等に立ち入り、ばい煙発生施設等进行检查させること。</p> <p>(37)～(39) (略)</p>		<p>の変更並びに水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。</p> <p>(33) 法第18条の29第1項の規定により、水銀排出施設の構造及び使用の方法並びに水銀等の処理の方法の改善並びに水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告すること。</p> <p>(34) 法第18条の29第2項の規定により、同条第1項の規定による勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(35) 法第26条第1項の規定により、(1)から(34)までに掲げる事務に関し、必要な事項の報告を求め、及び職員に工場に立ち入り、ばい煙発生施設等进行检查させること。</p> <p>(36)～(38) (略)</p>	
13の2～160 (略)	(略)	13の2～160 (略)	(略)

2 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表

改 正		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 手数料		2 手数料	
名称	根拠規定	名称	根拠規定
1～10 （略）	（略）	1～10 （略）	（略）
11 （略） <u>家畜人工授精師免許 証再交付手数料</u> <u>家畜人工授精所開設 許可証書換え交付手 数料</u> <u>家畜人工授精所開設 許可証再交付手数料</u> （略）	神奈川県手数料条例第2条	11 （略） <u>家畜人工授精師免許 証再交付手数料</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （略）	神奈川県手数料条例第2条
12～33 （略）	（略）	12～33 （略）	（略）

3 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係			別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係		
手数料徴収に係る 事務	手数料の 名称	金 額	手数料徴収に係る 事務	手数料の 名称	金 額
1～37（略）			1～37（略）		
<u>（削除）</u>			<u>38 家畜改良増殖 法（昭和25年法 律第209号）第10 条の規定に基づ く種畜証明書 の書換え交付</u>	<u>種畜証明 書書換え 交付手数 料</u>	<u>760円</u>
<u>（削除）</u>			<u>39 家畜改良増殖 法第10条の規定 に基づく種畜証 明書の再交付</u>	<u>種畜証明 書再交付 手数料</u>	<u>760円</u>
<u>38 家畜改良増殖 法（昭和25年法 律第209号）第16 条第1項の規定 に基づく家畜人 工授精師の免許 の申請に対する 審査</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>40 家畜改良増殖 法第16条第1項 の規定に基づく 家畜人工授精師 の免許の申請に 対する審査</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>
<u>39（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>41（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>
<u>40（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>42（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>
<u>41 家畜改良増殖 法施行令（昭和 25年政令第269号 ）第5条の規定 に基づく種畜証 明書の書換え交 付</u>	<u>種畜証明 書書換え 交付手数 料</u>	<u>760円</u>	<u>（新設）</u>		
<u>42 家畜改良増殖 法施行令第6条 第1項の規定に 基づく種畜証明 書の再交付</u>	<u>種畜証明 書再交付 手数料</u>	<u>760円</u>	<u>（新設）</u>		
<u>43 家畜改良増殖 法施行令第9条 の規定に基づく 家畜人工授精師 免許証の書換え 交付</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>43 家畜改良増殖 法第32条の規定 に基づく家畜人 工授精師免許証 の書換え交付</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>
<u>43の2 家畜改良 増殖法施行令第 10条第1項の規</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>	<u>44 家畜改良増殖 法第32条の規定 に基づく家畜人</u>	<u>（略）</u>	<u>（略）</u>

改 正			現 行		
定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付			工授精師免許証の再交付		
43の3 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所開設許可証の書換え交付	家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料	1,700円	(新設)		
44 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所開設許可証の再交付	家畜人工授精所開設許可証再交付手数料	1,700円	(新設)		
44の2～100 (略)			44の2～100 (略)		
5～11 (略)			5～11 (略)		

4 神奈川県漁港管理条例（昭和44年神奈川県条例第44号）新旧対照表

改 正				現 行					
(占有の許可等) 第10条 (略) 2 (略) 3 第1項の占有の有効期間は、工作物の設置を目的とする占有にあつては1年を、その他のものにあつては <u>1月を超える</u> ことができない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。 4 (略)				(占有の許可等) 第10条 (略) 2 (略) 3 第1項の占有の有効期間は、工作物の設置を目的とする占有にあつては1年を、その他のものにあつては <u>1箇月をこえる</u> ことができない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。 4 (略)					
別表第2（第12条関係） 1 利用料				別表第2（第12条関係） 1 利用料					
停係泊料	(略)	(略)	(略)	停係泊料	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
	宮川特別泊地	ヨット又はボートであつて長さが6.5メートル以下のもの	1 所 う <u>1</u> 年		(略)	宮川特別泊地	ヨット又はボートであつて長さが6.5メートル以下のもの	1 所 う <u>1</u> 箇年	(略)
		ヨット又はボートであつて長さが6.5メートルを超え8.5メートル以下のもの	1 所 う <u>1</u> 年		(略)		ヨット又はボートであつて長さが6.5メートルを超え8.5メートル以下のもの	1 所 う <u>1</u> 箇年	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
2 占用料				2 占用料					
(1) 次の表の区分の欄に掲げる物件を設置するための占用									
区分	単位	漁港名							
		三崎漁港	小田原漁港						
第一種電柱	1 本 1 年	1,560円	1,880円	電 柱 <u>1本1箇年につき</u> 2,790円					
第二種電柱		2,400円	2,890円	支線柱及び支線 <u>1本(条)1箇年につき</u> 740円					
第三種電柱		3,240円	3,890円	その他の柱類 <u>1本1箇年につき</u> 160円					
第一種電話柱		1,400円	1,680円	看 板 表示面積1平方メートル <u>1箇年につき</u> 4,580円					
第二種電話柱		2,230円	2,690円	標 識 <u>1本1箇年につき</u> 2,590円					
第三種電話柱		3,070円	3,690円	外径が0.07メートル未満のもの <u>長さ1メートル1箇年につき</u> 68円					
その他の柱類		140円	170円					外径が0.07メートル以 <u>同</u> 97円	
看板	表示面積1平方メ	1,510円	4,730円						

改 正				現 行		
		二ト ル1 年				
	標識	1本 1年	2,230円	2,690円		
管類	外径が 0.07メ ートル 未満の もの	長さ 1メ ートル1 年	59円	70円	上0.1メー トル未満の もの	
	外径が 0.07メ ートル 以上 0.1メ ートル 未満の もの		84円	100円	外径が0.1 メートル以 上0.15メ ートル未満 のもの	同 150円
	外径が 0.1メ ートル 以上 0.15メ ートル 未満の もの		130円	150円	外径が0.15 メートル以 上0.2メー トル未満の もの	同 190円
	外径が 0.15メ ートル 以上 0.2メ ートル 未満の もの		170円	200円	外径が0.2 メートル以 上0.3メー トル未満の もの	同 290円
	外径が 0.2メ ートル 以上 0.3メ ートル 未満の もの		250円	300円	外径が0.3 メートル以 上0.4メー トル未満の もの	同 390円
	外径が 0.2メ ートル 以上 0.3メ ートル 未満の もの		340円	400円	外径が0.4 メートル以 上0.7メー トル未満の もの	同 680円
	外径が 0.3メ ートル 以上 0.4メ ートル 未満の もの				外径が0.7 メートル以 上1メート ル未満のも の	同 970円
						外径が1メ ートル以上 2メートル 未満のもの
				外径が2メ ートル以上 のもの	同 3,890円	
				上記 に掲 げる もの 以外 の目 的の ため の占 用	$\frac{\text{当該土地の価額} \times \frac{3}{100}}{\text{当該土地のうち占有される部分の面積} \div \text{当該土地の面積} \times \frac{\text{占有日数}}{365}}$ の算式に より算定した額	
				占有期間が 1箇月未満	当該土地の価額 $\times \frac{3}{100}$	

改 正				現 行	
	外径が 0.4メ ートル 以上 0.7メ ートル 未満の もの	590円	700円	もの	$\frac{\text{当該土地のうち占有される部分の面積}}{\text{当該土地の面積}} \times \frac{\text{占有日数}}{365} \times \text{消費税率等に1を加えた率の算式により算定した額}$
	外径が 0.7メ ートル 以上1 メート ル未満 のもの	840円	1,010円		
	外径が 1メー ートル以 上2メ ートル 未満の もの	1,680円	2,010円		
	外径が 2メー ートル以 上のも の	3,350円	4,030円		
線類	上空に 設ける もの	14円	17円		
	地下に 設ける もの	8円	10円		

(2) (1)以外の目的のための占有

占有期間が1 月以上のもの	$\frac{\text{当該土地の価額}}{100} \times \frac{3}{100} \times \frac{\text{当該土地のうち占有される部分の面積}}{\text{当該土地の面積}} \times \frac{\text{占有日数}}{365}$
占有期間が1 月未満のもの	$\frac{\text{当該土地の価額}}{100} \times \frac{3}{100} \times \frac{\text{当該土地のうち占有される部分の面積}}{\text{当該土地の面積}} \times \frac{\text{占有日数}}{365} \times \text{消費税率等に1を加えた率の算式により算定した額}$

改 正		現 行	
備考1・2 (略)		備考1・2 (略)	
3 漁船については、継続する停係泊の期間が <u>1月</u> までの間の停係泊料は、徴収しない。		3 漁船については、継続する停係泊の期間が <u>1箇月</u> までの間の停係泊料は、徴収しない。	
4・5 (略)		4・5 (略)	
6 停係泊料を年をもつて算定する停係泊であつて、停係泊の期間が <u>1年未満</u> である場合又はその期間に <u>1年未満</u> の端数がある場合は、月割りをもつて算定する。この場合において、 <u>1月未満</u> の端数があるときは、その端数は <u>1月</u> とみなす。		6 停係泊料を年をもつて算定する停係泊であつて、停係泊の期間が <u>1箇年未満</u> である場合又はその期間に <u>1箇年未満</u> の端数がある場合は、月割りをもつて算定する。この場合において、 <u>1箇月未満</u> の端数があるときは、その端数は <u>1箇月</u> とみなす。	
7 (略)		7 (略)	
8 <u>第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</u>		(追加)	
9 <u>第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</u>		(追加)	
10 占用の期間が <u>1年未満</u> である場合(占用の期間が <u>1月未満</u> である場合を除く。)又はその期間に <u>1年未満</u> の端数がある場合は、月割りをもつて算定する。この場合において、 <u>1月未満</u> の端数があるときは、その端数は <u>1月</u> とみなす。		8 占用の期間が <u>1箇年未満</u> である場合(占用の期間が <u>1箇月未満</u> である場合を除く。)又はその期間に <u>1箇年未満</u> の端数がある場合は、月割りをもつて算定する。この場合において、 <u>1箇月未満</u> の端数があるときは、その端数は <u>1箇月</u> とみなす。	
11 占用の期間が <u>1月未満</u> である占有(占有料を日割りで算定する占有を除く。)の占有料は、その占有期間を <u>1月</u> とし、月割りをもつて算定して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額をもつて当該占有料とする。		9 占用の期間が <u>1箇月未満</u> である占有(占有料を日割りで計算する占有を除く。)の占有料は、その占有期間を <u>1箇月</u> とし、月割りをもつて算定して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額をもつて当該占有料とする。	
12 (略)		10 (略)	
別表第3 (第12条関係)		別表第3 (第12条関係)	
1 土砂採取料		1 土砂採取料	
土砂の採取	採取量1立方メートルごとに300円として算定した額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額	土砂の採取	採取量1立方メートルにつき 300円
2 占用料		2 占用料	
区分	単位	漁港名	
		三崎漁港	小田原漁港
		通路、作業場、材料置場その他原状のまま使用するもの	占用面積1平方メートル1箇年につき 230円

改 正				現 行				
通路、作業場、 材料置場その他 原状のまま使用 するもの			230円	250円	倉庫、物置、小屋、棧 橋、橋りょうその他の 工作物（次の各項に掲 げるものを除く。）	同 500円		
倉庫、物置、小 屋、棧橋、橋り ょうその他の工 作物（次の各項 に掲げるものを 除く。）		占有面 積1平 方メー トル1 年	520円	550円	住宅、事務所及び工場	同 900円		
住宅、事務所及 び工場			900円	970円	海水浴施設、売店、休 憩所及びバンガロー	同 2,640円		
海水浴施設、売 店、休憩所及び バンガロー			2,760円	3,000円	係船浮標、係船くい、 信号浮標及び信号柱	1基1箇年につき 640円		
係船浮標、係船 くい、信号浮標 及び信号柱			1基1 年	670円	700円	電柱	1本1箇年につき 2,790円	
第一種電柱		1本1 年	1,560円	1,880円	支線柱及び支線	1本（条）1箇年につ き 740円		
第二種電柱			2,400円	2,890円	鉄塔	占有面積1平方メー トル1箇年につき 1,360円		
第三種電柱			3,240円	3,890円				
第一種電話柱			1,400円	1,680円	看板	表示面積1平方メー トル1箇年につき 4,580円		
第二種電話柱			2,230円	2,690円				
第三種電話柱			3,070円	3,690円				
その他の柱類			140円	170円				
鉄塔			占有面 積1平 方メー トル1 年	1,400円	1,490円	管 類	外径が0.07メー トル未満のもの	長さ1メートル1箇 年につき 68円
看板		表示面 積1平 方メー トル1 年	1,510円	4,730円	外径が0.07メー トル以上0.1メー トル未満のもの		同 97円	
					外径が0.1メー トル以上0.15メー トル未満のもの		同 150円	
					外径が0.15メー トル以上0.2メー トル未満のもの		同 190円	
					外径が0.2メー トル以上0.3メー トル未満のもの		同 290円	
					外径が0.3メー トル以上0.4メー トル未満のもの		同 390円	
					外径が0.4メー トル以上0.7メー トル未満のもの		同 680円	
					外径が0.7メー トル以上1メー トル未満のもの		同 970円	
					外径が1メー トル以上2メー トル未満のもの		同 1,940円	
外径が2メー トル以上のもの	同 3,890円							
管類		長さ1 メー トル1年	84円	100円	線	上空に設けるも の	同 16円	
					線	地下に設けるも の	同 10円	
外径が 0.07メ ートル 未満の もの		長さ1 メー トル1年	59円	70円				
外径が 0.07メ ートル 以上0.1 メー トル未 満の もの					130円	150円		
外径が 0.1メー トル以 上0.15 メー トル未 満の もの								

改 正			現 行	
	ル未満 のもの			
	外径が 0.15メ ートル 以上0.2 メート ル未満 のもの	<u>170円</u>	<u>200円</u>	
	外径が 0.2メー トル以 上0.3メ ートル 未満の もの	<u>250円</u>	<u>300円</u>	
	外径が 0.3メー トル以 上0.4メ ートル 未満の もの	<u>340円</u>	<u>400円</u>	
	外径が 0.4メー トル以 上0.7メ ートル 未満の もの	<u>590円</u>	<u>700円</u>	
	外径が 0.7メー トル以 上1メ ートル 未満の もの	<u>840円</u>	<u>1,010円</u>	
	外径が 1メー トル以 上2メ ートル 未満の もの	<u>1,680円</u>	<u>2,010円</u>	
	外径が 2メー トル以 上のも の	<u>3,350円</u>	<u>4,030円</u>	
線類	上空に 設ける もの	<u>14円</u>	<u>17円</u>	

改 正				現 行	
	地下に 設ける もの		8円	10円	
備考 1	(略)				備考 1 (略)
2	第一種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。				(追加)
3	第一種電話柱とは、電話柱のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。				(追加)
4	占用の期間が1年未満である場合（占用の期間が1月未満である場合を除く。）又はその期間に1年未満の端数がある場合は、月割りをもつて算定する。この場合において、1月未満の端数があるときは、その端数は1月とみなす。				2 占用の期間が1箇年未満である場合（占用の期間が1箇月未満である場合を除く。）又はその期間に1箇年未満の端数がある場合は、月割りをもつて算定する。この場合において、1箇月未満の端数があるときは、その端数は1箇月とみなす。
5	占用の期間が1月未満である占用の占用料は、その占有期間を1月とし、月割りをもつて算定して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額をもつて当該占用料とする。				3 占用の期間が1箇月未満である占用の占用料は、その占有期間を1箇月とし、月割りをもつて算定して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額をもつて当該占用料とする。
6	4及び5の規定にかかわらず、海水浴施設及びバンガローについては、占用の期間が1月以上である占用の占用料は、日割りをもつて算定して得た額とし、占用の期間が1月未満である占用の占用料は、日割りをもつて算定して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額をもつて当該占用料とする。この場合において、年当たりの割合は、 ^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。				4 2及び3の規定にかかわらず、海水浴施設及びバンガローについては、占用の期間が1箇月以上である占用の占用料は、日割りをもつて算定して得た額とし、占用の期間が1箇月未満である占用の占用料は、日割りをもつて算定して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額をもつて当該占用料とする。この場合において、年当たりの割合は、 ^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
7	(略)				5 (略)